

経済産業省
貿易経済局 貿易管理部
安全保障貿易管理課 風木課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿

26 貿情セ調（経提）第 5 号

平成 26 年 10 月 1 日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、草刈係長殿
安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、中村上席審査官殿

貨物等省令第 2 条第 2 項第四号、同第 1 条第十号及び運用通達の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物化学兵器製造装置分科会
主査 藤井 弘史

以下の通り、政省令等の改正を要望致します。宜しくご検討下さいますようお願い申し上げます。

I. 化学兵器製造装置関連、蒸留塔及び吸収塔

1. 改正対象

貨物等省令第 2 条第 2 項第四号

2. 現行省令記載文及び改正提案文

改正案	現行
(貨物等省令第 2 条第 2 項) 四 蒸留塔若しくは吸収塔であつて、塔の内径が 0.1 メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体収集器のうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの イ～ハ (略)	(貨物等省令第 2 条第 2 項) 四 蒸留塔若しくは吸収塔であつて、塔の断面積が 0.00785 平方メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体収集器のうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの イ～リ (略)

3. AG 原文

4. Distillation or Absorption Columns

Distillation or absorption columns of internal diameter greater than 0.1 m; and liquid distributors, vapour distributors or liquid collectors designed for such distillation or absorption columns, where all surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being processed are made from the following materials:

4. 提案理由

- (1) 断面積とは、柱や梁など、「実な」部分を対象に使用する用語で、容器（蒸留塔を含む）の内部の様な「空な」部分を対象には通常使用されていない。容器の大きさを、「容積」で示し、「体積」とは言わないのと同様である。
- (2) 容器の図面、カタログ、仕様書などで、容器の大きさを示すのに、一般に産業界では「内径」が、用いられ、「断面積」は、用いられていない。
- (3) AG原文でも、内径「internal diameter」が使用されており、省令もこれに合わせる事が望ましい。

II. 原子力関連、重水素・重水素化合物製造装置（棚段塔、低温で用いられる蒸留塔）

1. 改正対象

貨物等省令第1条第十号

2. 現行省令記載文及び改正提案文

改正案	現行
(貨物等省令第1条) 十 口 (二) 棚段塔の内部構造物であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの 1 外径が1.8メートル以上のものであつて、2つ以上の部分に分割されているもの 2, 3 省略 (運用通達) <u>削る</u>	(貨物等省令第1条) 十 口 (二) 棚段塔の内部構造物であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの 1 <u>断面積が2.54平方メートル以上のもの</u> であつて、2つ以上の部分に分割されているもの 2, 3 省略 (運用通達) <u>断面積 水平方向の断面積の最大値をいう</u>

3. NSG原文

4.B.1.

a. Water-hydrogen sulfide exchange tray columns, having all of the following characteristics:

1. Can operate at pressures of 2 MPa or greater;
2. Constructed of carbon steel having an austenitic ASTM (or equivalent standard) grain size number of 5 or greater; and
3. With a diameter of 1.8 m or greater;

4. 提案理由

貨物等省令第1条第十号(三)低温で用いられる蒸留塔は、平成25年政省令改正以前は、断面積0.785平方メートルであつたが、改正後、内径30センチメートル以上と、NSGの規定に整合した書きぶりに改正されている。第十号口(二)も同様に見直されることが望ましい。

※上記II. の内容については CISTEC 核・原子力分科会で確認されております。

Ⅲ. リチウム同位元素の分離用の装置

1. 改正対象

運用通達

2. 現行運用通達記載文及び改正提案文

改正案	現行
(貨物等省令第1条) 六 リチウムの同位元素の分離用の装置 次のいずれかに該当するものを含む イ リチウムアマルガムのために特別設計された液-液交換充てん塔 ロ～ハ 省略	(貨物等省令第1条) 六 リチウムの同位元素の分離用の装置 次のいずれかに該当するものを含む イ リチウムアマルガムのために特別設計されたパックド液-液交換カラム ロ～ハ 省略

3. NSG原文

2.B.2. Lithium isotope separation facilities or plants, and systems and equipment therefor, as follows:

N.B.: Certain lithium isotope separation equipment and components for the plasma separation

process (PSP) are also directly applicable to uranium isotope separation and are controlled under INFCIRC/254 Part 1 (as amended).

a. Facilities or plants for the separation of lithium isotopes;

b. Equipment for the separation of lithium isotopes based on the lithium-mercury amalgam process, as follows:

1. Packed liquid-liquid exchange columns specially designed for lithium amalgams;
- Mercury or lithium amalgam pumps;
- Lithium amalgam electrolysis cells;
- Evaporators for concentrated lithium hydroxide solution;

4. 提案理由

パックドカラムは、日本語では、充てん塔と訳される。

※上記Ⅲ. の内容については CISTEC 核・原子力分科会で確認されております。

以上